

JAXA 出版物 投稿に当たっての著作権の了解事項

申請者は、JAXA 出版物として出版するために原稿を投稿するにあたり、以下のいずれかの条件に了承する。

申請者が著作権者（注 1）と異なる場合には、申請者は著作権者から「研究・開発成果等に関する出版規則（産業連携センター長通達 第 24-1 号） 第 2 章第 9 条(2)または(3)」のいずれかの条項を了承を得たうえで、以下のいずれかの条件に了解する。（了解する項目に○をつける）

この確認は、本紙にサインを持って確認を行うほか、電子メールを使用して以下の条件を提示し、了解を得てもよいものとする。

- (1) 投稿する原稿の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む）を JAXA に譲渡する。併せて、JAXA の出版物にかかる行為に対し、著作者人格権（注 2）を行使しないことを了承する。

- (2) 投稿する原稿の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む）は JAXA に譲渡しないが、JAXA が当該原稿を出版物として出版（複製、配布）し、二次的刊行物に加工することを了承する。併せて、JAXA の出版物にかかる行為に対し、著作者人格権を行使しないことを了承する。

出版物タイトル： _____

著作権者サイン： _____

.....
注 1 著作権者：著作権の権利を有する者を指す。

注 2 著作者人格権：公表権（無断で公表されない権利）、氏名表示権（著作者名を表示するかしないか、公表する場合どんな名前とするかを定める権利）、同一性保持権（無断で改変されない権利）。なお、著作権のうち、著作者の人格を守る著作者人格権は他者に譲渡することが出来ない。

出版物紹介のため、ホームページ等で出版物の概要を JAXA が作成し紹介することがあります。

■参考

＜役職員が執筆した場合＞

1. 機構の業務に関して、機構の発意に基づきその職務として執筆した場合（著者名は原則 JAXA 名）は、JAXA 法人著作物となる（著作権及び著作者人格権とも JAXA が所有。知財活用規程第 7 条 2 項）。この場合は、確認は特に必要なし。
2. 自己の名義で著者名とした場合は、その役職員が著作権者となり、著作権及び著作者人格権を有する。投稿者は、前ページの了解事項により、権利処理の了解確認を行うこと。
3. 「1.」「2.」の双方の場合において、すでに学会等で発表済みの部分が含まれる場合、著作権を学会等に委譲していることが多分にある。この場合、掲載先の学会等の投稿規程、著作権ポリシー等を確認し、学会等の転載許可を得ること。

＜役職員以外の者が執筆した場合＞

執筆者（または執筆機関）が著作権及び著作者人格権を有する。役職員である投稿者（申請者）は、前ページの了解事項により、権利処理の了解を執筆者より得たうえで提出すること。

■研究・開発成果等に関する出版規則（産業連携センター長通達 第 24-1 号）抜粋

（投稿資格）

- 第 3 条 出版物の原稿を投稿できる者は、機構の役員及び就業規則（規程第 15-23 号）及び就業特則（規程第 15-24 号）の適用を受ける職員（教育職職員を含む。）とする。
- 2 出版物の原稿の執筆者に役職員が含まれない場合にあつては、当該研究・開発成果に業務上最も関連のある部等の役職員が投稿するものとする。

（著作権）

- 第 9 条 第 5 条に基づき出版の決定に係る所属長等の承認を得る際に、出版物の著作権に関して必要な条件は次の各号のとおりとする。
- （1）役職員が、出版物の原稿を機構の業務に関して、機構の発意に基づきその職務として執筆した場合には、当該出版物の著作権は知的財産活用規程（規程第 15-46 号）第 7 条 2 項に従って取り扱うこと。
- （2）当該出版物の原稿の著作権が機構に帰属していない場合（同規程第 7 条第 2 項但し書きにより機構に帰属しない場合又は機構以外の者が執筆した場合）については、原則として機構が当該著作権（著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む）の譲渡を受け、さらに、機構の出版物に係る行為に関し、原則として著作者が著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条に定められる権利）を行使しないことについて著作者から了承を得ていること。
- （3）前号において、機構へ当該著作権の譲渡がなされない場合には、著作権者から、機構が当該出版物を出版（出版物の複製、配布）し、二次的刊行物に利用することについての了承を得ていること及び機構のこれら出版にあたっての行為に対し、著作者人格権の不行使について著作者から了承を得ていること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の取扱いのために必要な権利処理に係る調整は、別途定める定めに従い、著作権者及び著作者と当該著作物を投稿する役職員との間で行うものとし、当該著作権者及び著作者の了承が得られた後、投稿するものとする。

